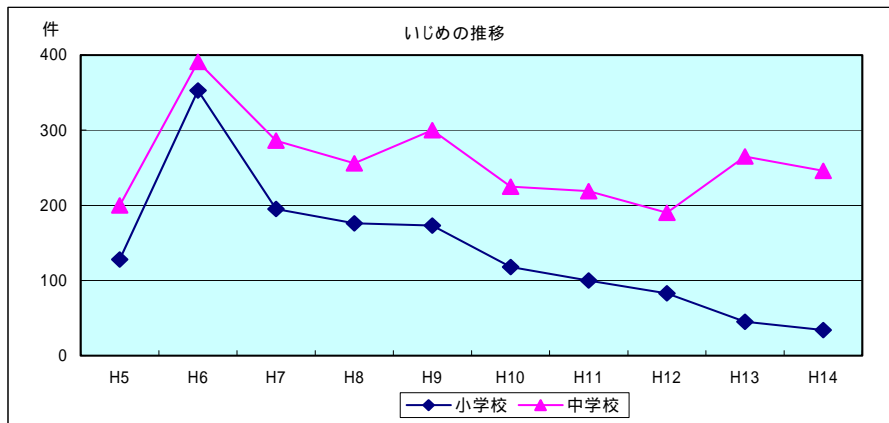


14 年度、小学校 34 件、中学校 246 件となっています。この内、発生のピークは中学 1 年です。

発生件数そのものには減少の傾向が見られますが、被害者が転校を余儀なくされるなど深刻なケースも依然として見られています。また、いじめは潜在化することがあるので、調査上の数値よりもさらに多く発生していることが推測されます。

いじめへの対策（いじめ相談、早期発見のための具体的な対策等）の現況は*****



(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課題】

いじめの背景としては、家庭や地域社会など子どもを取り巻く環境の急激な変化等による対人関係のあり方の未熟さ、規範意識・モラルの低下、ストレスの増大などが指摘されています。

学校教育においては、特別活動の充実等を図り社会性の育成を図ること、学校生活に対する不安や悩みの解消を図ること、希望や目標を持った生活を営めるようにすること等に努めることが重要であると考えられます。そのための学校づくり、教育相談体制の充実、日常の教科・特別活動・道徳等の指導の充実を一層図ることが求められています。

不登校

【現況】

本市の公立学校における不登校の人数(学校基本調査における「理由別長期欠席児童生徒数」の内、「不登校」を理由として年間 30 日以上欠席した児童生徒数)は、平成 14 年度、小学校 295 人、中学校 1,167 人増加の傾向が続いており、学年進行に伴って増加し、特に小学 6 年から中学 1 年へは急激な増加が見られます。

不登校のきっかけとしては、本人に関わる問題、家庭生活に起因する問題、学校生活に起因する問題など様々に認められ、継続理由としては、「不安など情緒混乱」「無気力」などの割合が比較的多くなっています。

不登校の継続理由(平成 14 年度)

不登校の継続理由	小学校	中学校
学校生活上の影響	14人	71人
遊び・非行	1人	207人
無気力	57人	292人
不安など情緒的混乱	92人	271人
意図的な拒否	6人	71人
複合	80人	243人
その他	45人	12人

(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課題】

不登校の要因としては、家庭や地域社会などにおける人間関係の希薄化に伴う対人関係のあり方の未熟さや不安や緊張の傾向の高まり、ネグレクト等家庭の養育上の問題、学校における学業の不振、教職員の不適切な指導等があげられます。

いじめと同様、子どもたちが楽しく安心して生活できるなど学校づくりに努めること、小・中学校間の連携を強化し、児童生徒間の交流、教職員間の交流などを一層推進するなどして、小学生が安心して進学できる環境を整えるなどの学校生活の円滑な接続を図ること、不登校状態にある子どもたちに対しては一人一人のニーズに応じた適切な指導、援助を行うこと等が大切であると考えられます。

いわゆる「学級崩壊」

【現況】

いわゆる「学級崩壊」については、「正常な学習活動ができない状況になった学級」として調査を実施したところ、平成14年度、市立小学校114校(5月1日現在の学級数は1,927学級)において、10学級、中学校*校(平成*年5月1日現在の学級数は**学級)において*学級がこれに該当すると報告されています。具体的な状況としては、「私語が多い」、「教員の指示が通らない」、「授業中、席を離れたり教室外へ出たりする」、「反抗した態度をとる」などが比較的多く見られます。

【課題】

教員の指導力不足が原因となっている場合もありますが、一部の個別的な配慮を必要とする児童の行動から端を発し、教員の努力にもかかわらず、状況が改善できないケースも見られます。教員の指導力不足の具体例としては、「児童に対して共感的な理解ができない」、「授業がわからない、楽しくない」、「集団に対する指導など基本的な指導技術が欠けている」などの状況が見られます。一方、児童の問題としては、「基本的な生活習慣が身に付いていない」、「集団活動を一緒に行えない」など、年齢相応の社会性の未熟さ等があげられます。

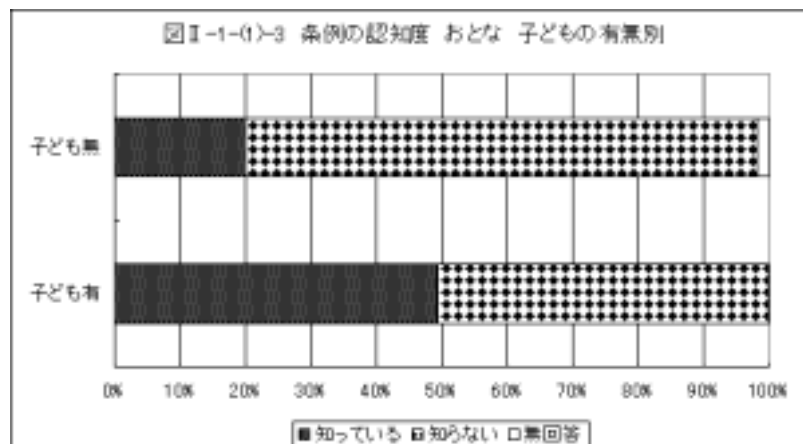
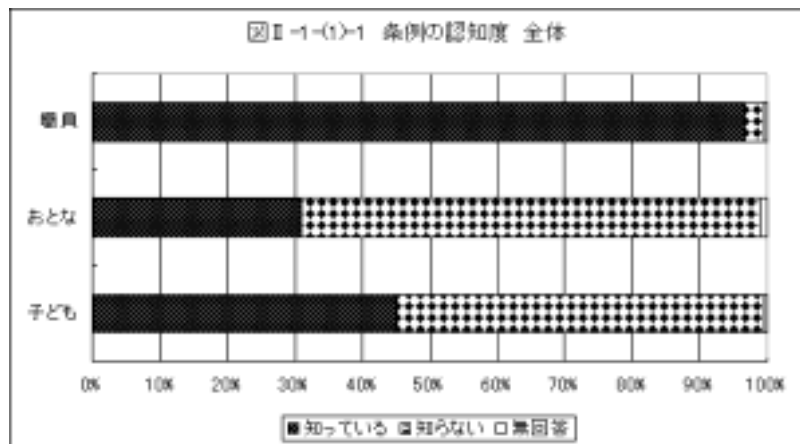
教員の資質や指導力の向上を図るとともに、一人ひとりの子どもの個性に応じた対応ができるよう、家庭との連携を図り相互理解、相互協力のもとでの問題解決が重要となっています。

子どもの権利保障に向けた教育・学習

【現況】

本市では、平成6年に日本が批准した「子どもの権利条約」や平成13年4月に総合条例として施行した「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいた事業により、学校現場において、特に職員、子どもたちの認知度は高いものの、大人の認知度は約3割となっています。特に、子どもを持たない大人の条例に関する認知度は、約2割となっています。

学校や地域・家庭において、いじめや暴力、虐待などの人権侵害の現実が後を絶たない状況が続いています。こうした状況の背景には、教職員や地域の大人達一人ひとりの人権意識の低さによるところも少なくありません。



【課題】

大人の条例に関する認知度の低さを踏まえ、学校現場だけでなく、幅広い市民に向けた条例の認知度向上への取り組みが、大きな課題のひとつとして挙げられます。また、教育委員会では、これまで子どもの権利に関する条例や条約に基づき、教職員に対する研修や子どもの権利学習資料の作成、子ども自身が権利を具体的に学ぶ「子どもの権利学習派遣事業」など子どもの権利保障に向けた施策を推進してきました。さらに、昨今の人権侵害の深刻な問題に対応するためにも、これまでの人権尊重教育を検証し、多様で、しかも具体的な課題解決に即した

人権学習手法の開発や実際の人権侵害に対応するための行政・学校・地域のネットワークづくりが求められています。

また、今後、社会や時代の変化により顕在化する様々な人権問題にも対応した教育施策の構築など、あらゆる差別・偏見の払拭に向けた取組が求められています。

教育における国際化

国際理解教育

【現況】

姉妹都市との交流の事例として、*****が挙げられます。

姉妹校との交流事業一覧など

また、非常勤講師は、全員で*****名おり、巡回の実施状況は、*****となっております。

非常勤の実施状況

国際理解教育の一環として一部の小学校で EAF (英語活動補助員*****名) が配置されています。また、一部の中・高等学校では、実践的外国語教育を推進するための ALT (外国語指導助手*****名) の派遣などが行われています。学校側のニーズに応じた配置、展開を図るには、EAF、ALTいずれも、登録人数が不足しています。

EAF ALTの派遣実施状況

【課題】

国際理解教育の一環として一部の小学校で実施されている英語活動支援のための EAF、並びに中・高等学校における実践的外国語教育を推進するための ALT に対する学校のニーズに応じた配置、派遣を図るには、学校間の効率的連携と早急に大幅な増員が必要とされています。

外国籍児童生徒・海外帰国児童生徒の教育

【現況】

市内における在住外国人児童生徒は、市内全域に広く在籍しており、海外からの帰国児童生徒数も、平成*から*までに、**増加しており、年々増えていることがわかります。また、海外帰国・外国人児童生徒の教育相談実施件数は、平成*年度は*だったものが、平成14年度には130を超えました。こうした児童生徒によりよい学習環境を保障するために、*** ** *などの日本語指導の充実を図り、同時にこうした児童生徒の異文化体験を生かした海外帰国・外国人児童生徒教育を進めています。

また、帰国・外国人児童生徒の特性を生かす実践研究や外国人児童生徒の受け入れ及び日本語指導に関する研究なども進めています。

外国籍児童生徒数・海外帰国児童生徒数（平成15年度）

	全児童生徒数	外国籍児童生徒数	海外帰国児童生徒数
小学校	64,761人	531人(0.81%)	1,111人
中学校	24,569人	226人(0.92%)	313人
合計	89,330人	757人(0.84%)	1,424人

(出典) 川崎市教育委員会調べ

日本語指導の実施状況

実践研究の内容紹介

【課題】

川崎市における帰国・外国人児童生徒の実態等を把握するとともに、児童生徒が経験してきたことや、習得した知識・技能等を積極的に学校教育の中で生かしていく方法を研究していく必要があります。

国際化推進地域センター校を中心に、日本語教室担当者会とも連携を図りながら、これまでの帰国・外国人子女教育の研究の成果を生かし、日本語指導教材・教具等の研究等を進めていく必要があります。

外国人児童生徒の不就学の問題について、川崎市国際化推進地域連絡協議会が中心となり研究・協議し、その対策について関連団体等と連携を持ちながら進める必要があります。

日本語等指導協力者による初期指導において日常生活に必要な言語を獲得するまでにいたら

ないケースがあり、指導方法や教材等も含めた取組の充実を図ることが必要とされています。また、学習支援を中心とした日本語指導をする巡回非常勤講師の充実も進めていく必要があります。

外国籍生徒の進学、特に高等学校進学に関するの情報提供、進路指導、及び選抜試験等に向けての学習指導などのシステム化が必要とされています。

外国人教育(多文化共生教育)の推進

【現況】

外国人市民は年々増加しており、現在 111 カ国から約 26,000 人が市内に在住しています。また近年では、国際結婚により生まれた子どもや、様々な文化的背景を持つ日本国籍の子どもの増加が見られます。

特に外国人児童生徒をめぐっては、差別や偏見などの問題に加え、学習言語の習得の困難さや母語・母文化の継承の問題、高校進学など新たな問題が投げかけられています。

【課題】

教育委員会では現在、平成 10 年 4 月に改定した「川崎市外国人教育基本方針～多文化共生の社会をめざして～」に基づき、「民族文化講師ふれあい事業」や教職員の研修など多文化共生教育の推進を図ってきています。さらに在日韓国・朝鮮人などオールドカマ - や 1980 年代頃から渡日したニューカマーに対する差別や偏見の払拭をはじめ、新たな課題解決に向けた外国人児童生徒の就学支援や外国人教育を推進するための施策が必要とされています。また、すべての児童生徒に対して相互の豊かな人間関係を育むよう努め、違いを認め合い、尊重しあう意識や態度を養うことが求められています。

教育における情報化

情報環境、情報教育

【現況】

平成 14 年度に文部科学省が実施した調査によると、川崎市の小中学校におけるコンピュータ整備状況は、1 台あたり人数が小学校 22.7 人、中学校 11.0 人であり、12 政令指定都市の中では、下位に位置しています。普通教室の LAN 整備率で見ても、12 政令指定都市の中では、低い状況にあります。

小学校・中学校におけるコンピュータ整備状況（平成 14 年度）

	一校の平均台数	政令市順位	1 台あたり人数	政令市順位
小学校	24.5 台	10 位	22.7 人	11 位
中学校	44.5 台	9 位	11.0 人	9 位

(出典) 文部科学省調査

普通教室の LAN 整備率（普通教室数に対する割合）(平成 14 年度)

	普通教室 LAN 整備率	政令市順位
小学校	6.5%	7位
中学校	0.1%	9位

(出典) 文部科学省調査

また、コンピュータを操作できる教員は小学校 93.4%、中学校 96.1%、コンピュータで指導できる教員は小学校 73.9%、中学校 58.3%となっており、中学校のコンピュータを操作できる教員の割合のみ 12 政令指定都市の中で 3 位と高いですが、それ以外は、平均的な水準となっています。

コンピュータを操作できる、指導できる教員の割合 (平成 14 年度)

	操作できる教員	政令市順位	指導できる教員	政令市順位
小学校	93.4%	6位	73.9%	8位
中学校	96.1%	3位	58.3%	6位

(出典) 文部科学省調査

情報教育の内容については、小学校では*****、中学校では***、高校では**を実施しています。

【課題】

コンピュータの整備状況について、川崎市の小学校では一校あたり 22 台の整備を完了していますが、国の整備基準である一校あたり 42 台に向けて整備を進めていくことが必要になります。また、普通教室・特別教室用の整備が小学校 1 校、中学校 1 校で始まりましたが、今後学校数を増やすことが課題となります。

普通教室の LAN 整備は、対象の学校を増やしていくことが課題です。

同時に、これらの機器や設備、すでに配置しているコンピュータの有効活用を進めるために、教職員の研修、実践事例の収集・提供、実践研究等を積み重ねていくことが必要になっています。

操作できる・指導できる教員の割合は、IT 指導力向上プランによる研修の成果が出てきて、平成 11 年度の調査 (小学校 操作 56.8% 8 位、指導 25.9% 10 位、中学校 操作 55.8% 12 位、指導 23.7% 10 位) と比べると、割合が高くなってきていますが、指導できる教員をできるだけ 100% に近づけるための研修をさらに充実していくことが課題です。

また、導入機器類が常に利用できる環境を整えるために、故障や障害への早急な対応や情報セキュリティへの対応、児童生徒への情報モラルの指導が必要不可欠になっています。

学校情報の公開

【現況】

総務省の調査(通信利用動向調査 2002 年 12 月)によると、パソコン世帯普及率は 71.7%、

世帯当たりのインターネットの人口普及率は 54.5%となっています。こうした状況下において、学校の情報をインターネットから調べる機会が増え、学校ホームページ等への問い合わせ等も寄せられるようになっていきます。

市立学校のホームページ開設状況は、*****となっています。主な、公開情報としては*****となっています。問い合わせについては、***に関するものが多くなっています。



HP 開設状況

【課題】

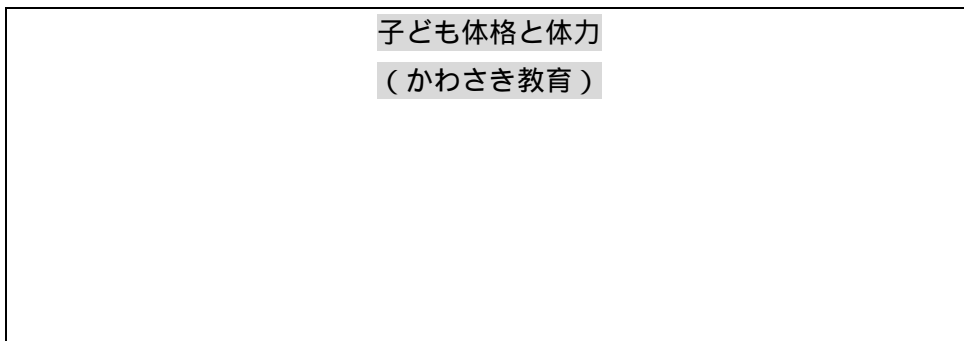
そのため、学校では市民に必要な情報を積極的に提供していく姿勢が求められており、地域に開かれた学校として様々な情報を公開していく必要があります。そのひとつとしてインターネットへ公開するホームページがありますが、作成更新等の技術的な問題、著作権や肖像権の問題など、課題も多く残されています。

子どもの体力

【現況】

児童生徒の体力・運動能力の低下傾向は全国的な推移を見ると、昭和 60 年を境に低下傾向にあります。本市においても、この傾向は変わらず、同様の推移を示している上、昨年度の調査報告書によると、男女ともにほとんどの項目において、全国平均に比べ新体力テストの結果では多くが劣勢を示しています。

このような体力の低下傾向は、様々な要因が絡み合っているものと考えられますが、運動を日常的に行っているものとそうでないものの二極化が顕著に現れており、外遊びの減少やスポーツの軽視、生活の利便化による体を動かす機会の減少が大きな要因となっているものと考えられます。また、夜型の生活など生活習慣の変化など本来、体を良く動かし、よく食べ、よく眠るという当たり前の生活ができなくなっていることも要因だと考えられます。



子ども体格と体力
(かわさき教育)

【課題】

このような低下傾向を打開する方策として、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機付けと運動プログラムの提示が求められています。また、体を動かすことのできる環境の整備（機会、場所、仲間）あるいは、家庭や地域との連携による放課後等の時間を利用した活動の推進なども必要です。

学校体育・運動部活動

【現況】

学校における体育・スポーツ活動は、「生きる力」の基礎となる児童生徒の健康や体力の育成を図るものです。児童生徒が生涯にわたって運動に親しみ、豊かな生活を送ることができるよう、学校体育指導者の資質の向上、小学校連合運動会や各種体育大会の開催などによる児童生徒の体力・運動能力の育成、部活動指導者の育成、外部指導者の活用などによる運動部活動の推進に取り組んでいます。

近年、生徒数の減少に伴う教員数の減少や教員の高齢化等で部活動の顧問を引き受ける教員が減少しています。また、専門的な指導が十分にできない顧問もみられます。

各学校では、開かれた学校づくりをめざすためにも、部活動に外部指導者を導入するなど地域の教育力を積極的に取り入れています。今年度は42中学校で66名の外部指導者の方に指導補助をお願いしています。高等学校においては特別専任コーチとして2校、2名の方をお願いしています。

運動部活動の状況（平成15年度）

	延べ数	顧問数	部員数	在籍数	入部率
運動部	532部	952名	17,301名	24,566名	70.4%

（出典）川崎市教育委員会調べ

学校での運動部活動は学校で計画する教育活動であることから、生徒一人一人の希望を生かすことを基本としています。しかし、生徒数の減少から入部者が減少し、部が成立せずに廃部や休部になる学校もあります。

【課題】

（財）川崎市体育協会、市民・地域の各種団体及び学校との連携促進のもと、地域で活動するスポーツ指導者や学校における指導者、各種スポーツ団体の指導者等が一体となって児童生徒の体育・スポーツの充実を図っていくことが求められています。

競技団体や総合型地域スポーツクラブとの連携のもと、部活動における外部指導者の導入を積極的に進めるとともに、複数の学校が合同で活動を行うなどの方法も工夫していく必要があります。